

2026 年 9 月 7 日（月）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 倉内、西村
電話 052-961-7254
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 内田、高崎
内線 3050、3045
ダイヤルイン 052-954-6225

稲沢市における土壌汚染について

株式会社タグチ工業名古屋工場（稲沢市）が稲沢市内の同社工場において土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

（１）報告者

株式会社タグチ工業名古屋工場

（２）報告年月日

2026 年 9 月 7 日（月）

（３）汚染が判明した土地の所在地

稲沢市下津牛洗町^{おりづうしあらい}43番の一部

（４）報告の根拠

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

（５）調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数／ 調査区画数 ^{注2}
カドミウム及び その化合物	0.34mg/L (113 倍) ^{注1}	0.003mg/L 以下	0～0.5m	2 / 25
鉛及び その化合物	0.017mg/L (1.7 倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	1 / 25

注 1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注 2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

（６）当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

株式会社タグチ工業名古屋工場

住所 稲沢市下津牛洗町 43 番地

電話 0587-32-1268

4 調査対象地の概要

(1) 面積

2,418.72 m²

(2) 調査対象地の利用状況

対象地は、昭和40年代から平成29年まで、自動車部品、農業用機械部品の製造工場の敷地の一部として使用されました。平成29年以降は、建機用アタッチメント製造を行う株式会社タグチ工業名古屋工場の敷地の一部として現在まで利用されています。

今回汚染が判明した物質は、調査対象地内において過去に取扱履歴がありますが、漏洩^{ろうえい}事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・カドミウム及びその化合物

眼や気道を刺激し、ヒューム（粉じん）を吸入すると、肺気腫を起こすことがあります。精錬工場などにおいて2年～数年間酸化カドミウムのヒュームを吸入した労働者が、肺気腫、腎障害、蛋白尿を3大症状とする慢性中毒症を発症した例があります。また、長期、微量での経口曝露による特殊な結果として、イタイイタイ病があります。

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。

主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

（参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）